

令和3年(厚)第229号

令和4年3月31日

主文

本件再審査請求を棄却する。

事実

第1 再審査請求の趣旨

再審査請求人(以下「請求人」という。)の再審査請求の趣旨は、後記第2の2記載の本件通知を取り消し、時効により消滅したとされる平成〇年〇月以前分の障害年金〇円の支給を求めることである。

第2 事案の概要(本件再審査請求に至る経緯)

本件記録によると、本件再審査請求に至る経緯として、以下の事実が認められる。

- 1 請求人は、障害の状態にあるとして、平成〇年〇月〇日(受付)、社会保険庁長官に対し、昭和60年法律第34号による改正前の厚生年金保険法による障害年金の裁定を請求した。
- 2 社会保険庁長官は、平成〇年〇月〇日付けで、請求人に対し、受給権取得年月を昭和〇年〇月とする障害等級3級の障害年金を支給する旨の処分をするとともに、5年の経過により時効消滅している平成〇年〇月以前分を除き、同年〇月分から支給する旨を通知した(以下、この通知を「本件通知」という。)
- 3 請求人は、本件通知を不服として、審査請求を経て、当審査会に対し、再審査請求をした。

第3 当事者等の主張の要旨(略)

理由

- 1 平成19年法律第111号による改正前の厚生年金保険法(以下「厚年法」という。)第92条第1項は、保険給付を受ける権利は5年を経過したときは、時効によって消滅する旨を、また、会計法第30条は、国に対する権利で金銭の給付を目的とするものについては、5年間こ

れを行わないときは時効により消滅する旨を規定している。したがって、本件障害年金の受給権が発生したのは、昭和〇年〇月であり、請求人がその給付を請求したのは同月から5年以上が経過した平成〇年〇月〇日(受付)であるから、本件裁定請求について上記の厚年法の規定をそのまま適用すると、本件障害年金の受給権は請求時には既に時効によって消滅していたことになるが、保険者はこのような場合において、受給権の行使自体は是認するという行政措置をとるのを例とした上で、これに基づいて支払期月ごとに発生する本件障害年金の支給を受ける権利(以下「支分権」という。)については、会計法の上記規定により5年の経過をもって時効により消滅しているとして、上記のように本件障害年金のうち、平成〇年〇月以前分は支給しないが、時効により消滅していない同年〇月以降の分についてこれを支給するとしたものと認められ、この措置について何らの違法・不当な点は存しないというべきである。

- 2 これに対して、請求人は、裁定前には障害年金の支分権は発生しておらず、権利を行使することができないのであるから、裁定前に支分権の時効が進行することはないと主張する。

しかしながら、当審査会は、かねてより、支分権の消滅時効は、当該障害年金の裁定を受ける前であっても、厚年法第36条所定の支払期が到来した時から進行すると判断しているところである。

そして、最高裁判所平成29年(行ヒ)第44号・同年10月17日第三小法廷判決は、障害年金を受ける権利の発生要件やその支給時期、金額等については、厚年法に明確な規定が設けられており、裁定は、受給権者の請求に基づいて上記発生要件の存否等を公権的に確認するものにすぎないのであって、受給権者は、裁定の請求をすることにより、同法の定めるところに従った内容の裁定を受けて障害年金の支給を受けられることとなるのであるから、裁定を受けていないこと

は、上記支分権の消滅時効の進行を妨げるものではないというべきであり、上記支分権の消滅時効は、当該障害年金に係る裁定を受ける前であっても、厚年法第36条所定の支払期が到来した時から進行すると、明確に判示している。

したがって、当審査会は、従前の判断を変更する要はないものと判断する。請求人の上記主張は、採用することができない。

- 3 以上のとおりであるから、本件通知は適法かつ妥当であり、これを取り消すことはできない。

以上の理由によって、主文のとおり裁決する。